

随意契約理由書

1 案件名称

就学接続リンケージ改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成 21 年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム（以下「管理システム」という。）を開発し、運用しており、この管理システムでは、本市税務事務システム・電子申告システム（以下「税システム」という。）からリンケージにより課税情報を取得している。

その後、令和 6 年 5 月 28 日付け文部科学省通知にて、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領」の改正に伴い、令和 7 年度からの特別支援教育就学奨励費の支弁区分決定において、収入額・需要額の算定方法が変更となり、税システムからの課税情報に新たな項目の追加と、特別支援教育就学奨励費を含む教育委員会事務局と税システムとのリンケージである「就学接続リンケージ」の改修が必要となった。

就学接続リンケージにおける管理システムは、株式会社日立製作所 関西支社が独自に開発したものであり、本システムの構造や内容を把握している唯一の業者であり、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当（就学支援グループ） （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鷹合小学校ほか1校給食調理等業務委託

2 契約の相手方

朝日給食株式会社

3 特名随意契約理由

鷹合小学校及び湯里小学校における給食提供業務において、不適切な点が認められたことにより、児童・保護者の学校給食への不信感が高く、一定数の児童が弁当を持参するなど、当該校における学校給食事業の実施に支障をきたしている状況であるとともに、本市の学校給食事業全体に対する信用失墜にもつながりかねない状況にも至っていた。

こうした状況等を踏まえ、当該校の民間委託事業者と協議を行い、当該校の児童・保護者からの信頼回復を早期に図るため、令和7年6月20日をもって当該民間委託事業者と契約を解除する合意に至った。

6月23日から7月17日までの間は、一時的に本市調理員による給食の提供を行うこととしているが、2学期からは、別の民間事業者による給食提供を行う必要がある。

選定にあたっては、令和7年2月20日付の契約事務審査会において包括的に審議した事項のとおり、あらかじめ作成していた学校給食調理業務委託に係る緊急時における登録事業者名簿から、指名順位が上位2位の業者による比較見積を行った結果、朝日給食株式会社に決定したため、上記事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食グループ（電話番号 06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和4年度導入端末）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 販売事業本部 関西MA事業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ2，5）長期借入」（契約相手方：リコーリース株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているリコージャパン株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
端末管理グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和 2 年度～令和 4 年度導入端末）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA 関西営業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ 3，4，6，7）長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社、FLCS 株式会社、株式会社 JECC）及び「校務支援システム用学校端末装置等一式 長期借入」（契約相手方：FLCS 株式会社、NEC キャピタルソリューション株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記 3 者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA 関西営業部以外に行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
端末管理グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和5年度～令和6年度導入端末）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン等一式（その2）長期借入」（契約相手方：NTT・TCリース株式会社）及び「大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン一式 長期借入」（契約相手方：三菱HCキャピタル株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記2者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社日立システムズ以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
端末管理グループ（電話番号 06-6115-7922）